

令和 7 年 1 月 6 日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和7年1月6日

白石市教育委員会(定例会)

参考資料

白石市教育委員会

第34号議案

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則について
(案)

令和7年11月6日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第34号議案

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則（案）について

白石市保育園管理規則（令和6年白石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年1月25日から施行する。

令和7年1月6日提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 年 月 日

様

白石市長

印

保育園等入所承諾書

申込みのありました保育園等への入所について次のとおり承諾いたします。

入 所 名 及 び 生 年 月 の 氏 名	入 所 す る 児 童 年 月 日
入 所 名 及 び 生 年 月 日	入 所 す る 児 童 保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日
入 所 す る 保 育 園 の 地	入 所 す る 保 育 園 の 名 称 及 び 所 在 地
保 育 施 施 期 間	保 育 の 実 施 期 間
保 育 料 の 月 額	保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法
	(備考) 1 保育料又は副食費に変更があつた場合はその旨通知いたします。 2 支給認定証の有効期間中であつても、保育を必要とする基準に該当しなくなつた場合には保育の実施を解除します。(2号・3号認定の方の場合)

お問合せ先

第 年 月 日

様

印

白石市長

保育園等入所承諾書

申込みのありました保育園等への入所について次のとおり承諾いたします。

入所する児童の氏名・支給認定証番号及び生年月日
入所する保育園等の名稱及び所在地
保育の実施期間
保育料の月額及び納入方法
備考 1 保育料又は副食費に変更があつた場合はその旨通知いたします。 2 教育・保育給付認定申請書兼利用希望申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出でください。 3 支給認定証の有効期間中であつても、保育を必要とする基準に該当しなくなつた場合には保育の実施を解除いたします。(2号・3号認定の方の場合)

第 号
年 月 日

様

印

保育園等解除通知書

次の児童についての保育の実施を解除することにいたしましたから、通知します。

児童 氏名	フリガナ 名
生年月日	
保護者 氏名	フリガナ 名
居住地	
生年月日	

白石市長 印	次の児童についての保育の実施を解除することにいたしましたから、通知します。
退所する児童の氏名・ 支給認定証番号及び生年月日	
退所する保育園等の名称及び所在地	
保育の実施の解除年月日	
保育の実施の解除の理由	

備考	この決定について不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の保育の実施の解除に対する決定の送達を受けた日から起算して、6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）提起することができます。
備考	1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白石市に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白石市長を被告として（訴訟において市を告ぐべきです。なお、上記1の審査請求をした場合には、この取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、その審査請求に対する裁決があつたことを知った場合には、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。） 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当事由がない場合は、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	この決定について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白石市に対して審査請求をすることができます。 2 この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白石市長を被告として（訴訟において市を告ぐべきです。なお、上記1の審査請求をした場合には、この取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、その審査請求に対する裁決があつたことを知った場合には、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。） 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当事由がない場合は、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問い合わせ先